



# 法律を使う 動物愛護管理法違反・ポスター看板

地域の所管と協力して、捨てねこ違反をなくします。

地域行政と連絡調整をしながら、警察に捨てねこ違反を通報し、ポスター看板の掲出を依頼します。

遺棄されたねこは法令順守によると、原則として地域行政や警察の一時的な占有物です。事件解決まで行政などが適切に保護管理し占有できる方式を、市民も一緒に考えながら、捨てねこ犯罪の撲滅を目指します。

文面内容のアイデアを市民に求められ、右の見本を参考に、ポスター看板が設置されました。(平成17年6~7月)

目撃情報をお寄せください。

事件名 愛護動物遺棄/捨てねこ違反・不法侵入

日時 ○月○日 午前3時~午前7時頃

概要 段ボール箱で、成ねこ、仔ねこ多数頭を運び込み、遺棄した疑い。

情報連絡先電話 ○○○○○○0110

○○○警察署動物愛護管理法執行係

○○○区愛護動物所管

目撃情報をお寄せください。

事件名 愛護動物遺棄

日にち 平成十七年六月十日頃

概要 仔猫3匹をケージ(右記写真)に入れ、公園内に運び込み、遺棄した疑い。

情報連絡先 ○警察署生活安全課

(0●●)●●0・0110



ポスター看板-1 (平成17年6月)

市民有志の文面原案を警察が認可。行政の愛護動物所管と連絡調整のもと、公園管理所管が資材を整え設置しました。

※写真文面の一部を伏せ字加工しました。

七月十五日(金)に、公園内庭園内に仔猫2匹(白に茶の斑点、白にグレーの斑点)を捨てた人がいます。猫の遺棄は、動物愛護法により三十万円以下の罰金に処せられます。

警察署生活安全課  
警察署生活安全課  
警察署生活安全課

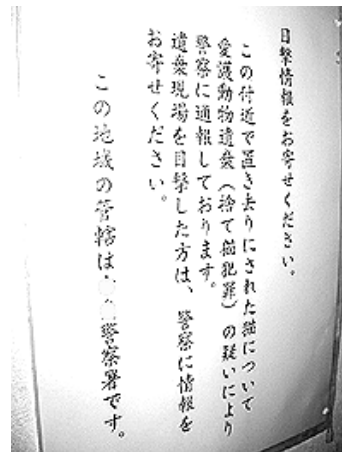


同-2 (平成17年7月)

公共的な施設の庭園。市民有志の文面を所轄警察が認可。

地域の自治会長と、施設館長の許可のもと、3者連名で施設側が設置しました。

※写真文面の一部を伏せ字加工しました。



同-3 (平成17年7月)

住宅街の民家敷地。所管行政と警察に通報の上、市民有志が製作して設置しました。

※写真文面の一部を伏せ字加工しました。

